排水装置工　１式
壁高欄工　１式
検査路工　１式
登り桟橋工　１式
橋脚躯体工（ＲＣ橋脚）４基
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年10月10日まで
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式(技術提案評価型Ｓ型)の試行工事である。
２）本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）を提出した者のうち、１次審査の審査評価点の合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
７）本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長)」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む)を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
８）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。)を配置することができる試行工事である。
２　競争参加資格
下記⑴に掲げる競争参加資格を満たす者を指名し、指名を受けた者のうち下記⑵に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
⑴　一次審査　下記１）～11）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体という」。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶという」。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～11）までの要件を満たす者のうち評価点合計が上位10者までに含まれる者であること（ただし、10者目の評価点が複数いる場合は、その全ての者を含む)。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して指名するかどうかを決定する。
１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における平成23・24年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
４）平成10年度以降に元請けとして完成したプレストレスト・コンクリート工事で、下記①から⑤の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）上部工事であること。
②　橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
③　最大支間長が60m以上であること。
④　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。
⑤　①から④は同一工事であること。
５）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
６）次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成10年度以降に、元請けとして完成した上記４）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記４）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。)に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
７）申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
８）上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
９）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが建設共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
10）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められて指名された者で、下記５⑶２）の期間内に技術提案書及びその施工計画を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者であること。
３　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。
１）施工体制
(a)　品質確保の実効性
(b)　施工体制確保の確実性
２）技術提案
(a)　ＰＣ箱桁コンクリートの確実な品質確保の工夫について
(b)　コンクリート製壁高欄の確実な品質確保の工夫について
(c)　配置予定技術者のヒアリング
・技術提案の理解度
・施工上配慮すべき事項の適切性